



## 仙台市松森工場で使用する電力需給に関する質問書

Q1・各施設の現在の電力供給会社 及び 現在の(施設毎の)計量日を教えてください。

Q2・各施設について、自動検針装置はついていますか。

Q3・各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(k w)、使用予定期間を教えてください。

Q4・今回の入札について融雪用電力の契約は主契約とは別に契約しておりますでしょうか。また、融雪設備等は設置されていますか。

Q5・入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。

Q6・入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか(力率割引を考慮する)

Q7・内訳書・予定使用電力量の表を電子データ(エクセル)でいただく事は可能ですか。また、エクセルデータを頂く事が不可能な場合、内訳書は任意様式でも問題ないでしょうか?

Q8・弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客さまにはお客さま専用 Web ページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Web からダウンロード可能)

Q9・Web 請求書について

ダウンロード可能な請求書へは電子印がされているため、請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。

Q10・電子請求書が不可の方

弊社では特別処置として紙請求書の対応を行った場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の 15 日前後となります。また、GW等長期連休時に 20 日頃になる可能性がございますが、ご承諾いただけますでしょうか。

※お支払いにつきましては、請求書受領後 30 日以内に振込となります。(年度末でも同様)

Q11・ご請求について、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか？

Q12・弊社より発行される毎月の請求書は各施設を 1 枚にまとめた一括の請求書、または各施設につき 1 枚の請求書発行方法のみとなります。複数施設を 1 枚にまとめて発行するグループ請求書の発行には対応できません。ご了承いただけますでしょうか？

Q13・弊社の請求書は、原則、翌月 10 日より順次 Web サイト上で開示、請求書受領後 30 日以内に振込となります。なお年度末でも同様の対応となりますが、ご了承いただけます

すか。

※分散検針の施設（検針日が1日以外）につきましても通常月と同様の対応になりますので、ご注意ください。

例 5日検針日

2月使用分 2/5～3/4 までの請求書→翌月4/10頃にwebサイトへ掲載

3月使用分 3/5～4/4 までの請求書→翌々月5/10頃にwebサイトへ掲載

電子化以降、紙での請求書原本の到着はございません。"

Q14・施設において建築・増築にかかる移転はございますか。また、供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。また、契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議を行っていただくことをご了承いただけますでしょうか。

※契約開始直後：直近6か月前後（23年4月供給開始の場合⇒対象：22年10月～23年6月）

Q15・開札結果について公開方法・範囲を教えてください。あるいは開札結果を開札日（あるいは翌日）に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能でしょうか。

Q16・燃料費調整額の使用について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。

ご了承くださいませでしょうか。また、上記について契約書への条文追加・変更は可能となりますでしょうか。

Q17・当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。当社は当該地域管轄電力会社と結んでいます契約内容（電気受給約款、託送供給約款）に基づいて入札額（入札単価）を決定しているため、協議不可の場合は当社の入札への不参加となる場合がございます。

Q18・電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。

Q19・データ等をお持ちでなく提供が不可ということでしたら落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能となりますでしょうか。当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますがこういった対応も難しいでしょうか。こちらも落札後の対応となります。

Q20・落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。

Q21・契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW以上の協議制契約の場合)併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。

Q22・契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承くださいませでしょうか。

Q23・契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。

例：

契約電力：〇〇kW

最大需要電力実績：2024年1月 〇〇kW

※入札説明書、仕様書等すでにご記載の内容に関する質問もございましたが、確認のため今一度ご教示いただけますと幸いです。お手数おかけしますがよろしくお願いいたします。

質疑応答書

整理番号：1

件名：仙台市松森工場電力需給

No.	回 答
1	電力供給会社は日立造船株式会社になります。 また、計量日は毎月1日になります。
2	自動検針装置がついておりますが、検針員による検針の場合もあります。
3	仕様書「2. 仕様(2)契約電力及び予定使用電力量ア契約電力及び(3)契約期間」に記載のとおりです。
4	融雪用電力の契約はしておりません。また、融雪設備等は設置しておりません。
5	入札説明書「10 入札及び開札方法等(9)ウ」に記載のとおりです。
6	仕様書「2. 仕様(2)契約電力及び使用予定電力量ウ力率」に記載のとおりです。
7	入札説明書と一緒に仙台市ホームページに掲載しているエクセルデータ「入札金額積算内訳書」をご使用ください。予定使用電力量は表中のF列をご参照ください。
8	可能ですが、請求書は以下を確認できる必要があります。 ①請求者 ②請求先 ③請求の内容（件名） ④請求金額（インボイス対応） ⑤請求年月日 ⑥振込先口座
9	可とします。
10	上記8に記載のとおりです。
11	可とします。
12	需要場所は1施設になります。
13	電力需給契約書（案）第12条に記載のとおりです。
14	建築・増築にかかる移転及び引き込み位置の移転・変更等、工事や設備工事の予定はございません。また、契約開始後に発生した工事については、必要な時期までに受注者と協議いたします。
15	郵送による入札者が落札者となった場合には、入札日当日に電話にて連絡いたします。 落札公告は、落札者決定から72日以内に仙台市ホームページに掲載します。また、入札日翌日以降、電話でのお問い合わせにも対応いたします。
16	燃料費等調整額については、電力需給契約書（案）第10条のとおりです。
17	応札額の変更はできません。契約後の変更については、電力需給契約書（案）の条項に基づき協議いたします。

18	提供可とします。
19	上記 18 に記載のとおりです。
20	提供可とします。
21	ございません。
22	通常はないものと想定しておりますが、万一、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合は、落札者と契約電力の変更について協議させていただきます。
23	・契約電力：3,000kW（常時供給電力：2,000kW、自家発補給電力：1,000kW） ・最大需要電力（実績値）：2023 年 10 月 2,730kW

# 質 疑 応 答 書

件名 仙台市松森工場電力需給

		整理番号 (仙台市記入欄)						2
質 問 事 項		回 答 (仙台市記入欄)						
①仕様書関係	契約期間中に、変圧器の増設や受変電設備の変更など、常時および自家発補給電力の契約電力に影響がある工事の予定はありますか。	別紙のとおり						
②電力需給契約書（案）第11条（契約単価の変更）について								
③電力需給契約書（案）第12条4項について								
	契約期間中において、一般送配電事業者等の料金単価変更があった場合は、契約単価変更について協議のうえ変更いただけますか。入念確認としてお伺いするものです。							
	延滞利息率に関して、弊社では延滞利息率を年10%としておりますが、協議（変更）することは可能でしょうか。							

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。  
 注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。  
 注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

質疑応答書

整理番号：2

件名：仙台市松森工場電力需給

No.	回 答
1	ございません。
2	電力需給契約書（案）第 11 条に基づき協議いたします。
3	遅延利息率は電力需給契約書（案）第 12 条第 4 項のとおりとします。



No.	【別紙】仙台市松森工場電力需給
1	入札対象施設の現供給者を教えてください。(切替時に必要となります。) 最終保障契約の場合その旨お知らせいただけますか。別途必要書類の提出が必要となる場合がありますのでご了承くださいませ。
2	各施設の現在の計量日を教えてください。
3	現供給の計量日が1日以外の場合、弊社に切り替わった際は「1日」に変更となりますので、ご容赦いただけますか。
4	計量日はご使用期間末日の翌日0:00となりますのでご了承くださいませ。 (例：使用期間が3/1～3/31の場合、計量日は4/1 0:00)
5	蓄熱割引等の適用ができませんが了承いただけますか。
6	入札金額算定にあたり、電気をまったく使用しない月の基本料金は、基本料金半額にて算定させていただいてよろしいでしょうか。 弊社では電気をまったく使用しなかった月の基本料金は、以下の計算式により半額算定しております。 <計算式> 基本料金(未使用月) = 契約電力(kW) × 基本料金単価(円) × 0.5
7	自家発補給電力の未使用時基本料金単価について、内訳書は未使用時の単価を設定する様式となっておりますが、実際の請求料金は、以下の算式により算定してもよろしいでしょうか。 <計算式> 自家発補給電力基本料金(未使用時) = 契約電力(kW) × 基本料金単価(円) × 未使用時倍率(%)
8	自家発補給電力契約について、定期検査時期を教えてください。 また、定期検査の時期をご相談させていただくことは可能でしょうか。具体的には、定期検査をピーク期(7～9月の平日および12～2月の平日)以外にさせていただくことは可能でしょうか。
9	自家発補給電力の利用目的を教えてください。(常に活用する、非常用、ピークカット用など)
10	契約電力が500kW未満の施設は、各月の契約電力は「その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。」という運用になります。 契約電力が500kW以上の施設に於いては、仕様書に記載の契約電力が使用できる最大となります。 契約電力が500kW以上で契約電力を超えて使用した場合は、変更の必要性があるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することとなります。また、契約電力を超えた場合は、超過料金が発生します。
11	契約電力500kW以上の施設で、仕様書の契約電力と現在の契約電力が異なることはございますか。 その場合は、現在の契約電力と直近12か月間の最大電力を教えてください。 また、供給開始に合わせて契約電力を変更する場合は、切替時に変更理由と根拠資料を提出いただけます。 変更が供給開始日に間に合わない場合は、変更する日をずらしていただきますがよろしいでしょうか。

12	請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。
13	1施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。(例：庁舎〇〇円、売店〇〇円等)。ある場合は、対象施設と分担数を教えてください。また分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただけます。なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。
14	仕様書3.(1)及び契約書案第9条に、計量器の設置等や通信設備等の負担に関しては受注者とありますが、通信設備等は東北電力ネットワーク株式会社様の設備となります。またお客様の都合による改修等にかかる経費につきましても、弊社負担することが出来ませんがご了承いただけますでしょうか。
15	契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。
16	弊社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、旧一般電気事業者が電気需給約款に定める算定諸元(基準燃料価格等の算出係数や算定式)を用いて計算しますが、これについては、供給開始時点における算定諸元を、供給期間中継続して用いて、計算することによろしいでしょうか。※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額(〇.〇円)を固定するお願いではありません(5.23加筆)。
17	供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、従量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。
18	地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。
19	契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。
20	契約書案第5条に「検針した使用電力量～を通知しなければならない」とありますが、弊社では請求明細や使用電力量等のデータ提供は、web上で閲覧並びにダウンロードができる無料サービスがございますので、こちらのサービスをお客様にてご利用いただくことによろしいでしょうか。
21	電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。契約を締結した後、1年に満たないで契約を廃止される場合(または契約電力等を1年に満たないで減少される場合)は、当該部分について臨時電力を適用したものととして後日料金を精算することは可能ですか。
22	契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。
23	入札説明書10(14)に「ペン又はボールペンを使用すること」と記載がありますが、印刷によるインクでも問題ありませんでしょうか。
24	開札結果について、公開方法、公開範囲および公開予定時期を教えてください。

質疑応答書

整理番号：3

件名：仙台区松森工場電力需給

No.	回 答
1	電力供給会社は日立造船株式会社になります。
2	計量日は毎月1日になります。
3	上記2に記載のとおりです。
4	問題ございません。
5	問題ございません。
6	電力需給契約書（案）第12条のとおりです。
7	電力需給契約書（案）第12条のとおりです。
8	当施設では、毎年10月中の約1ヶ月を定期整備期間としていますが、令和6年度は9月から11月の約3ヶ月見込んでいます。 また、受注者の要望による定期点検の時期を変更することはできません。
9	上記の定期整備時のピークカット用と非常用の電力です。
10	電力需給契約書（案）第4条及び第4条の2のとおりです。
11	ございません。 また、契約電力の変更が必要な場合は、落札者と協議させていただきます。
12	問題ございません。
13	ございません。
14	電力需給契約書（案）第9条及び仕様書 3その他（1）計量器の設置費用及び電気料金のとおりです。
15	電力需給契約書（案）第21条のとおりです。
16	電力需給契約書（案）第10条のとおりです。
17	上記16のとおりです。
18	応札額の変更はできません。契約後の変更については、電力需給契約書（案）の条項に基づき協議いたします。
19	承知しました。
20	問題ございません。
21	電力需給契約書（案）第11条のとおりです。
22	ございません。
23	問題ありません。
24	郵送による入札者が落札者となった場合には、入札日当日に電話にて連絡いたします。

落札公告は、落札者決定から72日以内に仙台市ホームページに掲載します。また、入札日翌日以降、電話でのお問い合わせにも対応いたします。
--